

○農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）
 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の貸付条件について 本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 本措置の対象とする貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>個人であって、次の要件の全てを満たす者</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>法人であって、次の全ての要件を満たす者</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間 ① (略)</p>	<p>第2 資金の貸付条件について 本資金の貸付条件は、以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 本措置の対象とする貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) <u>個人にあつては、次の要件の全てを満たす者であること。</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>法人にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。</u> ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 貸付条件 本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 償還期限及び据置期間 ① (略)</p>

② 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、令和5年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

ア・イ (略)

(3)・(4) (略)

第3・4 (略)

第5 その他

(1) 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

(2) 第2の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

② 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、令和4年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

ア・イ (略)

(3)・(4) (略)

第3・4 (略)

第5 その他

本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

(新設)

附 則 (令和4年3月31日3経営第3166号)

この通知は、令和4年4月1日から施行する。